

教育施策の重点目標 4

子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

(1) 学校の組織力の向上

教職員の協働体制の確立

[今後の方向と目標]

子どもの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、学校の組織力を高めることが求められている。

このため、優秀な管理職の養成に努めるとともに、各学校において、管理職のリーダーシップのもと、主幹教諭等の職の活用を図りつつ、教職員全員が協働してさまざまな教育課題に組織的かつ機動的に対応する体制を確立する。

その一環として、県内すべての学校において学校評価を実施し、結果を公表する取組を通して、教育活動その他の学校運営の改善に取り組み、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、設置者は、評価結果の報告を踏まえて、適切な支援を行う。

教職員の勤務態様の特殊性等を踏まえつつ、教職員の職務の見直しや学校事務の軽減・効率化によって教職員の勤務時間を適正化し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するための実効性ある措置を講ずる。こうした観点から、教職員の適正配置とともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員、経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

全公立学校の校長及び教頭の登用時平均年齢を、平成20年度の平均年齢に比し1歳以上引き下げる（平成25年度）

全公立学校の女性校長及び女性教頭の在職者数を、平成20年度の在職者数に比し1割増加させる（平成25年度）

学校自己評価及び学校関係者評価の実施と公表……全公立学校

主幹教諭の配置……全公立学校（平成25年度末）

[施策の取組]

学校評価システムを確立し、学校の特色や地域の実態を踏まえて評価項目の重点化を図るなど実施方法を工夫し、教育活動その他の学校運営についてすべての教職員の共通理解のもと組織的・継続的な改善を図る。

学校評価に保護者や地域住民の参画を得るため、アンケート等の実施にあたっての匿名性の担保や個人情報の保護について研修等を通して周知を図る。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

協力校を指定し学校の第三者評価¹⁸の試行を実施し、第三者評価システムについて実践研究を行う。

学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭を計画的に配置し、主幹教諭を対象とした研修の充実を図る。

学校事務の改善、研修・会議等の見直しを行うため、学校現場の現状を把握し、学校の事務改善を支援する。

[これまでの主な取組]

学校評価の推進

「学校評価ハンドブック」等を活用した学校自己評価及び学校関係者評価の全体的な普及・定着を図る。

主幹教諭の配置

教員集団の中でのリーダーとして円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上など学校運営・教育活動の中核的役割を担う職として主幹教諭を配置する。

学校管理職・教育行政職特別研修

新任管理職等に学校経営・教育行政の基礎を修得させるとともに、実習・演習や事例研究等を通して教育行政・学校経営の改善を実践する力量の育成と向上を図るため、特別研修を実施する。

県立学校管理職研修

学校を管理運営し、教育活動を営む上での諸問題について、管理職（校長、教頭）の職務遂行に必要な研究協議を行い、その識見を高め指導力の向上を図る。

県立学校校長・教頭候補者名簿登載者研修

管理職としての識見を高め学校経営能力の養成を図るため、人事管理上の諸問題などを中心とした研修を実施する。

県立高等学校部長等研修

教務、生徒指導、進路指導、職業学科部科長等の各分掌に関する諸問題について研修協議し、それぞれの職務に通じ、意識の向上を図るとともに、各学校における各分掌運営の円滑化と充実を図る。

主幹教諭研修

円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上に関する業務において、主幹教諭としての資質向上をめざした研修を実施する。

教職員の勤務時間の適正化の推進

・教職員の勤務時間適正化プランの策定（H20）

教職員の勤務時間の適正化を推進するため、検討委員会を設置し、教職員勤務実態調査を踏まえ、実効性ある方策を検討し、教職員の勤務時間適正化プランを策定する。

・学校業務改善実践推進事業（H21）

「学校業務改善実践事例集検討会」を設置し、「教職員の勤務時間適正化プラン」に基づく「学校業務改善実践事例集」を作成する。

・学校業務改善普及推進事業（H22～）

「教職員の勤務時間適正化プラン」に基づき作成した「学校業務改善実践事例集」の県内普及を図るとともに、推進校・実践校を指定し、教職員が児童と向き合う時間の確保を図る。

こころの相談支援事業（スクールカウンセラーの配置等）（再掲 p.51）

スクールアシスタント配置事業（再掲 p.31）

パワーアップ&サポート運動部活動支援事業（再掲 p.25）

¹⁸ 学校の第三者評価……学校の教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ることを目的として、学校と直接関係を有しない専門家等によって行う客観的評価。